

社会保障審議会児童部会	資料6
平成31年3月4日	

民法等の一部を改正する法律案（特別養子縁組制度の見直し） について

<目 次>

- ・ 民法等の一部を改正する法律案の概要 . . . P 1
- ・ 特別養子制度の見直しに関する要綱案 . . . P 2

民法等の一部を改正する法律案の概要

法務省民事局 平成31年1月

特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を引き上げる措置を講ずるとともに、特別養子適格の確認の審判(仮称)の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手續に参加することができる制度の新設等の措置を講ずる。

第1 養子となる者の上限年齢の引上げ

【現行法の規律】

原則: 6歳未満, 例外: 8歳未満(特別養子縁組成立の審判申立時)

【児童福祉の現場からの指摘】

施設入所中の小学生等のうち、特別養子縁組をすることが望ましいと思われる者は、制度を利用することができるようにすべき。

民法の改正

【見直しの概要1】 (新民法第817条の5関係)

- ① 原則: 15歳未満 (特別養子縁組の審判申立時), 例外: 18歳未満 (特別養子縁組成立の審判確定時)
- ② 養子となる者が審判時に15歳に達している場合においては、養子となる者がその縁組に同意していなければならない。

第2 特別養子適格の確認の審判手續(仮称)の創設

【現行法の規律】

特別養子縁組は、養親となる者の請求による家庭裁判所の審判によって成立する。

【児童福祉の現場からの指摘】

以下の点が養親となる者の負担となっている。

- ① 養親となる者が、手續の申立人として、実親による監護が不適当であることを立証したり、実親と対峙したりしなければならない。
- ② 縁組成立には実親の同意を要するが、実親は、縁組成立の審判確定まで、いつでも同意を撤回することができる。
- ③ 実親が子を虐待をしている場合等には実親の同意は不要となるが、終局審判まで、同意が不要か否かが分からない。

家事事件手続法の改正

【見直しの概要2: ①~③に対応】

(新家事事件手続法第164条・第164条の2関係)

特別養子縁組を、実親の同意や実親による監護が相当でないことを審理する第1段階の「特別養子適格の確認の審判(仮称)」と、養親となる者が養親として適当であるか否かを審理する第2段階の「特別養子縁組の成立の審判」の2段階の手續で成立させることとする。

【見直しの概要3: ②に対応】

(新家事事件手続法第164条の2関係)

実親が、第1段階の審判手續において、特別養子縁組の成立に同意をした場合には、一定期間経過後は、これを撤回することができないこととする。

児童福祉法の改正

【見直しの概要4: ①に対応】

(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3関係)

児童相談所長は、第1段階の審判を自ら申し立てることができ、また、養親となる者が申し立てた場合には、その手續に参加することができる。

特別養子制度の見直しに関する要綱案

第1 養子となる者の年齢要件等の見直し

特別養子縁組における養子となる者の年齢に関する規律を次のように改めるものとする。

- 1 養子となる者は、特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満の者でなければならない。
- 2 上記1にかかわらず、養子となる者が次の要件のいずれにも該当する場合には、養子となることができる。
 - (1) 15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていること
 - (2) 15歳に達するまでに特別養子縁組の成立審判の申立てがされなかったことについてやむを得ない事由があること
- 3 上記1・2のいずれの場合であっても、特別養子縁組の成立の審判の確定までの間に養子となる者が18歳に達したときは、その者は、養子となることができない。
- 4 家庭裁判所は、養子となる者が15歳に達している場合においては、その者の同意がなければ、特別養子縁組を成立させることができない。

第2 特別養子縁組の成立の手續に係る規律の見直し

特別養子縁組の成立の手續に係る規律を次のように改めるものとする。

1 第1段階の手續に係る規律

- (1) 家庭裁判所は、養親となるべき者の申立てにより（注1，2），その者と養子となるべき者との間の縁組について、養子となるべき者が以下のア及びイの要件のいずれにも該当することを確認する審判（以下「第1段階の審判」という。）をすることができる。
 - ア 「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合」（民法第817条の7）に該当すること。
 - イ 養子となるべき者の父母（以下「実親」という。）のそれぞれが次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 民法第817条の6本文の同意をしているとき。
 - (イ) 「父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」（民法第817条の6ただし書）に該当するとき。
- (2) 養親となるべき者は、(1)の申立て（以下「第1段階の申立て」という。）をするときは、特別養子縁組の成立の申立て（以下「第2段階の申立て」という。）をしなければならない（注3）。
- (3) 第1段階の審判事件の国際裁判管轄については、養親となるべき者又

- は養子となるべき者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、我が国の裁判所が管轄権を有する。第1段階の審判事件の国内裁判管轄については、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
- (4) 第1段階の審判は、養子となるべき者の出生から2か月を経過する日までは、することができない。
- (5) 第1段階の審判事件における申立人、養子となるべき者及び実親は、未成年者又は制限行為能力者であっても、自ら手続行為をすることができる。
- (6) 上記(1)イ(ア)の同意は、以下のア及びイのいずれにも該当する場合には、撤回することができない。ただし、その同意をした日から2週間を経過するまでの間は、その同意を撤回することができる。
- ア 養子となるべき者の出生の日から2か月を経過した後にされたものであること。
- イ 以下のいずれかに該当するものであること。
- (ア) 家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたものであること。
- (イ) 第1段階の審判事件における審問の期日においてされたものであること。
- (7) 家庭裁判所は、第1段階の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。この場合において、以下のイに掲げる者の同意がないにもかかわらず第1段階の審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。
- ア 養子となるべき者（15歳以上のものに限る。）
- イ 実親
- ウ 養子となるべき者に対し親権を行う者（上記イに掲げる者を除く。）及び養子となるべき者の未成年後見人
- エ 実親に対し親権を行う者及び実親の後見人
- (8) 上記(7)にかかわらず、家庭裁判所は、第1段階の審判をする場合において、実親が知れないときは、実親、実親に対し親権を行う者及び実親の後見人の陳述を聴くことを要しない。
- (9) 家庭裁判所は、第2段階の申立てを却下する審判が確定したとき、又は第2段階の申立てが取り下げられたときは、その申立人の申立てに係る第1段階の申立てを却下しなければならない。
- (10) 家庭裁判所は、第1段階の申立てを却下する審判をする場合には、養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人の陳述を聴かなければならない。
- (11) 第1段階の審判は、家事事件手続法第74条第1項に規定する者（申立人、利害関係参加人、審判を受ける者（養子となるべき者及び実親））

のほか、上記(7)ウ及びエに掲げる者に告知しなければならない。

- (12) 上記(11)にかかわらず、第1段階の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合には、その者に告知することを要しない。
- (13) 上記(11)にかかわらず、家庭裁判所は、実親が知れないときは、実親、実親に対し親権を行う者及び実親の後見人に対しては、第1段階の審判を告知することを要しない。
- (14) 以下のア及びイに掲げる審判に対しては、ア及びイに掲げる者は、即時抗告をすることができる。
 - ア 第1段階の審判 養子となるべき者、実親、養子となるべき者に対し親権を行う者、養子となるべき者の未成年後見人、実親に対し親権を行う者及び実親の後見人
 - イ 第1段階の申立てを却下する審判 申立人
- (15) 養子となるべき者が第1段階の審判に対する即時抗告をすることができる期間は、その者以外の者が審判の告知を受けた日（その日が2以上あるときは、そのうち最も遅い日）から進行する。
- (16) 養親となるべき者の申立てに係る第1段階の審判は、その者による第2段階の申立てを却下する審判が確定したとき又はその者が第2段階の申立てを取り下げたときは、その効力を失う。

(注1) 第1段階の手続については、児童相談所長も申し立てることができるものとする。

この場合の第1段階の審判事件は、養子となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

児童相談所長が第1段階の申立てをした場合には、家庭裁判所は、養親としての適格性を有する者との間の特別養子縁組について、養子となるべき者が上記(1)ア及びイの要件のいずれにも該当することを確認する審判をするものとする。

児童相談所長が第1段階の申立てをした場合には、上記(2)、(9)及び(10)の規律は適用されないものとする。

(注2) 養親となるべき者が第1段階の申立てをした場合には、児童相談所長は、家庭裁判所の許可なく第1段階の手続に参加することができるものとする。

(注3) 養親となるべき者は、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判を前提として第2段階の申立てをする場合には、第1段階の審判の確定の日から6か月が経過するまでに第2段階の申立てをしなければならないものとする。

2 第2段階の手続（特別養子縁組の成立の審判手続）に係る規律

- (1) 特別養子縁組の成立の審判（以下「第2段階の審判」という。）事件は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
- (2) 養子となるべき者の親権者及びその親権者が未成年である場合におけるその親権者に対し親権を行う者は、第2段階の審判事件において、養

- 子となるべき者を代理して手続行為をすることができない。
- (3) 実親は、第2段階の手続に参加することができない。ただし、養子となるべき者が実親の嫡出である子であって、当該実親の配偶者が単独で第2段階の申立てをしている場合には、当該実親は、当該申立てに係る手続に参加することができる。
 - (4) 第2段階の審判事件（これを本案とする保全処分についての審判事件を含む。）において、養親となるべき者、養子となるべき者及び第2段階の手続に参加することができる実親は、未成年者、制限行為能力者であっても、自ら手続行為をすることができる。
 - (5) 家庭裁判所は、第2段階の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。
 - ア 養子となるべき者（15歳以上のものに限る。）
 - イ 養子となるべき者に対し親権を行う者（第2段階の手続に参加することができない者及び第2段階の手続において養子となるべき者を代理して手続行為をすることができない者を除く。）及び養子となるべき者の未成年後見人
 - (6) 第2段階の審判は、養子となるべき者について第1段階の審判が確定した後でなければすることができない。
 - (7) 上記(6)にかかわらず、家庭裁判所は、第2段階の審判を、第1段階の審判と同時にすることができる。この場合には、第2段階の審判は、第1段階の審判が確定するまでは、確定しない。
 - (8) 第1段階の審判がされた場合には、その審判において養子となるべき者が上記1(1)ア及びイの要件に該当する旨の判断は、第2段階の手続において、当事者及び参加人は争うことができず、第2段階の審判事件の係属する裁判所は、第2段階の審判をする時点においても上記1(1)ア及びイの要件が充足されているものとしてその審判をしなければならない。
 - (9) 第2段階の審判は、家事事件手続法第74条第1項に規定する者（申立人、利害関係参加人及び審判を受ける者（養子となるべき者）のほか、上記(5)イに掲げる者に告知しなければならない。
 - (10) 第2段階の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合には、その者に告知することを要しない。ただし、養子となるべき者が15歳に達している場合には、第2段階の審判を告知しなければならない。
 - (11) 第2段階の審判は、実親（上記(3)のただし書に定める実親を除く。）に告知することを要しない。ただし、住所又は居所が知れている実親に対しては、審判の主文及び年月日を通知しなければならない。
 - (12) 第2段階の審判がされた後でも、その審判の確定までの間に養子となるべき者が18歳に達したときは、その審判は確定しないものとする。この場合には、家庭裁判所は、職権で、その審判を取り消さなければな

らない。

- (13) 以下のア及びイに掲げる審判に対しては、ア及びイに定める者は、即時抗告をすることができる。

ア 第2段階の審判 養子となるべき者及び上記(5)イに掲げる者

イ 第2段階の申立てを却下する審判 申立人

- (14) 養子となるべき者が第2段階の審判に対する即時抗告をすることができる期間は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日（その日が2以上あるときは、そのうち最も遅い日）から進行する。ただし、養子となるべき者が15歳に達した者である場合には、即時抗告の期間は、その者に第2段階の審判が告知された日から進行する。